

日本小児科学会鹿児島地方会会則

第1章 総則

1. 本会は、日本小児科学会鹿児島地方会という。
2. 本会は、小児科学に関する研究並びに知識の向上を図り、かつ会員相互の親睦を目的とし、小児科学の発展に寄与することを目的とする。
3. 本会は、前条の目的を達するために、学術集会およびその他の集会を毎年数回開く。
4. 本会の事務局は鹿児島大学大学院医歯学総合研究科発生発達成育学講座小児科学分野におく。
5. 鹿児島大学小児科医局長は事務局長とし、会務および会計を分担する。

第2章 会員

6. 本会は、日本小児科学会会員並びに小児科学に関心を有する者で組織する。
7. 本会に入会しようとする者は、姓名・住所・職業・勤務先を記し、会費を添えて、本会事務局に申し込むものとする。
8. 会員は毎年、年会費を納入しなければならない。3年以上会費滞納者は会員の資格を失う。
9. 本会は、会員により推薦された70歳以上の会員を、総会の承認を得て名誉会員とすることができる。ただし、会長経験者は69歳以下でも推薦することができる。名誉会員は会費を免除する。会長経験者は役員会に出席し発言することができる。

第3章 役員

10. 本会には、以下の役員をおく。
 - 1) 会長 1名
 - 2) 副会長 1名
 - 3) 評議員若干名(会員の10%を目安とする)
 - 4) 監事 2名
11. 会長は役員会の決議によって役員の中から選定し、総会の承認を得て決定する。会長は本会を代表し、会務を総理する。会長は役員を招集し役員会を開催し、その議長となる。役員会は役員1/2以上の出席を必要とする。委任状を認める。
12. 副会長は会長の指名により評議員の中から1名選出し、総会の承認を得て決定する。副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時にはこれを代行する。
13. 評議員は自薦・他薦を含め事前に確認を行い、役員会の決議によって選定し、総会の承認を得て決定する。評議員は連続4回以上役員会を欠席した場合に、継続の意思を確認した上で退任とすることができる。
14. 監事は自薦・他薦を含め事前に確認を行い、総会で承認する。監事は会計および会務を監査する。
15. 役員任期は2年とする。再任を妨げないが、再任対象は68歳以下の会員とする。
16. 役員には小児科以外の診療科からも選出する。その場合、役員会の代理出席を認めることとする。

第4章 総会

17. 総会は、会長の招集により年1回開催し、出席した会員により成立する。

18. 総会の議決は、出席者の過半数をもって決定する。

第5章 役員会

19. 役員会は全ての役員をもって構成する。
20. 役員会は日本小児科学会鹿児島地方会の業務執行の決定、役員職務の執行の監督、会長、副会長及び業務執行役員を選定及び解職を行う。
21. 役員会は会長が招集する。
22. 役員会の決議は決議について特別の利害関係を有する役員を除く役員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
23. 役員会の議事については議事録を作成する。

第6章 委員会

24. 日本小児科学会鹿児島地方会を円滑に運営するために必要がある時は役員会の決議により委員会をおくことができる。
25. 前項の委員会の委員の選任及び解任は、役員会で行う。
26. 委員会の業務、構成及び運営に関し必要な事項は、役員会の決議により別に定める。

第7章 会計

27. 会費は総会で決定する。
28. 本会の経費は、会費その他の収入をもってあてる。
29. 会計年度は、1月1日から12月31日までとする。

第8章 会則の変更

30. 本会の会則の変更は、総会の議決による。

附則 本会則は、昭和51年5月15日より実施する。

附則 本会則は、昭和61年4月20日より実施する。

附則 本会則は、昭和62年2月22日より実施する。

附則 本会則は、平成16年2月15日より実施する。

附則 年会費は細則に記載する。

附則 本会則は、平成30年2月4日より実施する。

附則 本会則は、令和2年2月2日より実施する。